

## 第 368回(令和6年9月)定例会

## 会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	公共施設等の老朽化対策や耐震化対策への財政支援の拡充を求める意見書	自民
意2	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の改善を求める意見書	自民
意3	ゲノム編集技術応用食品の表示等についてさらなる検討を求める意見書	維新
意4	高齢化が進む地域における住宅耐震化促進を求める意見書	維新
意5	帯状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見書	公明
意6	下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書	公明
意7	地方財政の充実・強化に関する意見書	県民

意見書案 第 号

(自由民主党)

## 公共施設等の老朽化対策や耐震化対策への財政支援の拡充を求める意見書

これまで、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えており、本県では長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し推進している。

しかしながら、県本庁舎や警察施設等の公用施設は、市町村庁舎や都市公園施設等と異なり、公共施設等適正管理推進事業債の対象外となっており、発災時の際は、業務継続の支障が生じるおそれがある。

本年1月には能登半島地震が発生するなど自然災害が全国的に頻発しており、その備えには万全を期す必要があるほか、令和6年度に本県は、創造的復興を提唱した阪神・淡路大震災から30年を迎えるが、今も震災関連の財政負担が残るなど財政状況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、災害時の対応の拠点となる庁舎等については、庁舎の建替えや耐震化を検討する必要があるが、現時点において、緊急防災・減災事業債の対象にもなっていない。

よって、国におかれては、老朽化の進む公共施設等への対策や耐震化対策を推進するため、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

## 記

- 1 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。
- 2 公共施設等の老朽化対策の計画的かつ着実な実施ができるよう地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。
- 3 緊急防災・減災事業債の令和7年度までの時限措置を延長するとともに、災害時の対応の拠点となる庁舎等の建替えや耐震化対策にも活用できるよう対象の見直しを行い、財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の改善を求める意見書

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある者の医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、対象者は医療費の自己負担割合が1割に軽減される一方で、入院医療費はその対象となっていない。

精神障害者は、病気の特性から一般就労が難しく、高齢な親と同居する方も多い状況にあり、経済的にも家族に多大な負担となっていることから、入院医療費の自己負担割合が3割であることは、生活を強く圧迫している。

また、都道府県や市町によっては、独自に医療費助成制度を実施しているが、その助成は十分ではなく、かつバラツキがある。

よって、国におかれては、精神障害者の精神疾患の治療のための入院医療費について、自己負担の軽減が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## ゲノム編集技術応用食品の表示等についてさらなる検討を求める意見書

ゲノム編集とは、生物が持つゲノム上の特定部位を切断して、その後突然変異させ、生物の性質を変化させる技術であり、健康維持を目指した食品の開発や効率的な農作物の栽培などを目的とした品種改良に活用されつつあり、地球温暖化、食料自給率の低下、食料安全保障などの課題や、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

世界的にもゲノム編集技術は新しい技術であるため、EUをはじめ世界各国で規制に関する法令等の見直しは進んでいない状況であり、国によって対応は様々である。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち遺伝子組換え食品に該当しないものは、食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。その理由として国は、外来遺伝子等が残存しないものについては、自然界または従来品種改良で起こり得る変化の範囲内であり、科学的に判別不能であること、また、現状、国内外においてゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分であることを挙げ、科学的・社会的検証が困難であるとしている。

現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、流通等先立って国への事前相談を行うこととされ、届出をした上で公表されている。しかし、届出には法的強制力がない上、ゲノム編集技術応用食品が網羅されて公表されているかは不明である。

このような中、消費者からはゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品に対し、健康や環境面での懸念のほか、利用するか否か自らが選択できるよう、その表示を求める声が上がっている。

よって、国におかれては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続きゲノム編集技術に関する知見の集約などに努め、理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 高齢化が進む地域における住宅耐震化促進を求める意見書

1995年(平成7年)1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では亡くなられた方の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死であり、その9割が古い木造住宅であったと報告されている。このことを踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、現在の新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされ、地方公共団体には耐震改修促進計画の策定を求め、耐震診断や耐震改修について財政支援を行ってきた。現在、全国における住宅の耐震化率は87%となり、国の施策については一定の評価をするものである。

しかしながら、本年1月1日に発生した能登半島地震では、人口減少・高齢化が進む地域を襲った地震で、犠牲者の死因の86%は家屋の倒壊による圧死である。これら被災地の耐震化率は例えば珠洲市51%、輪島市45%であり、全国平均87%を大きく下回っている。また、65歳以上の高齢化率は珠洲市52%、輪島市46%であり、全国平均高齢化率29%を大きく上回っている。本県でも高齢化率が高い地域は、耐震化率が低く、つまり、高齢者が多く居住し過疎化する地域では、住宅の耐震化が進んでいない傾向にある。

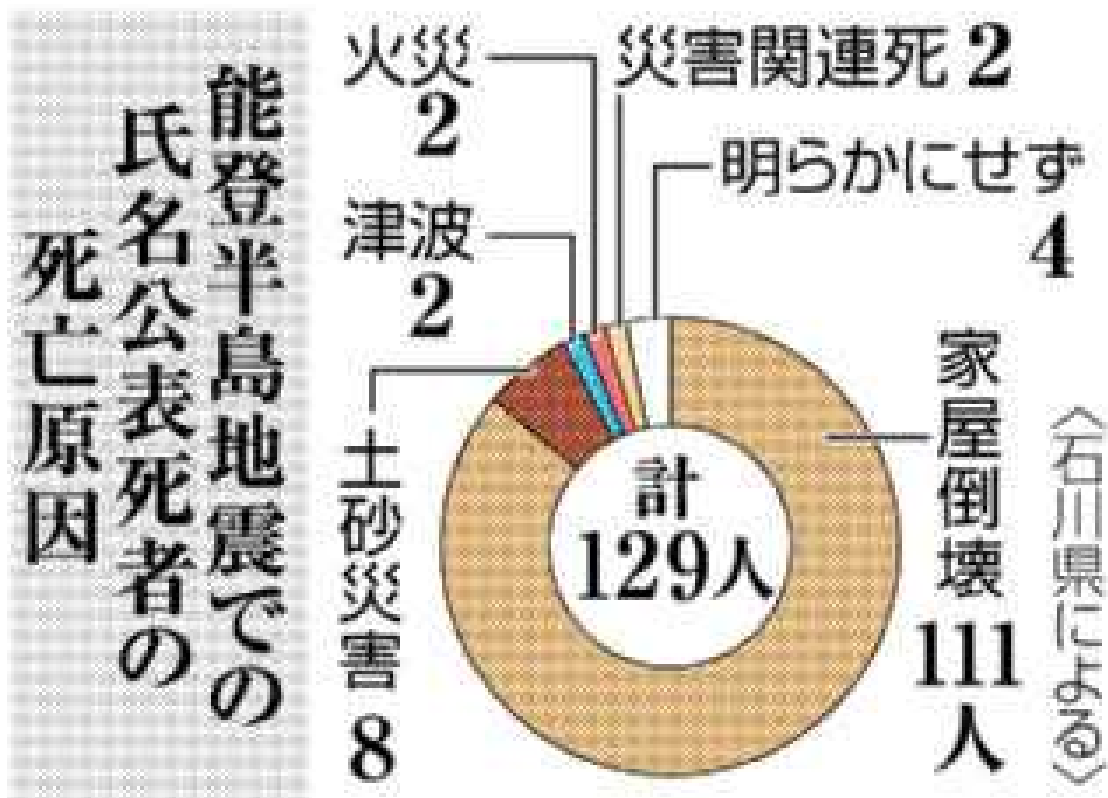
一方で、30年以内に発生する確率が70~80%とされ、8月8日に地震臨時情報が発出された南海トラフの大規模地震の危機が切迫している。

よって、国におかれては、高齢化地域で住宅の耐震化を促進するビジョンを明確にし、その実現に向けて以下のような法制度や財政措置を整備するよう強く要望する。

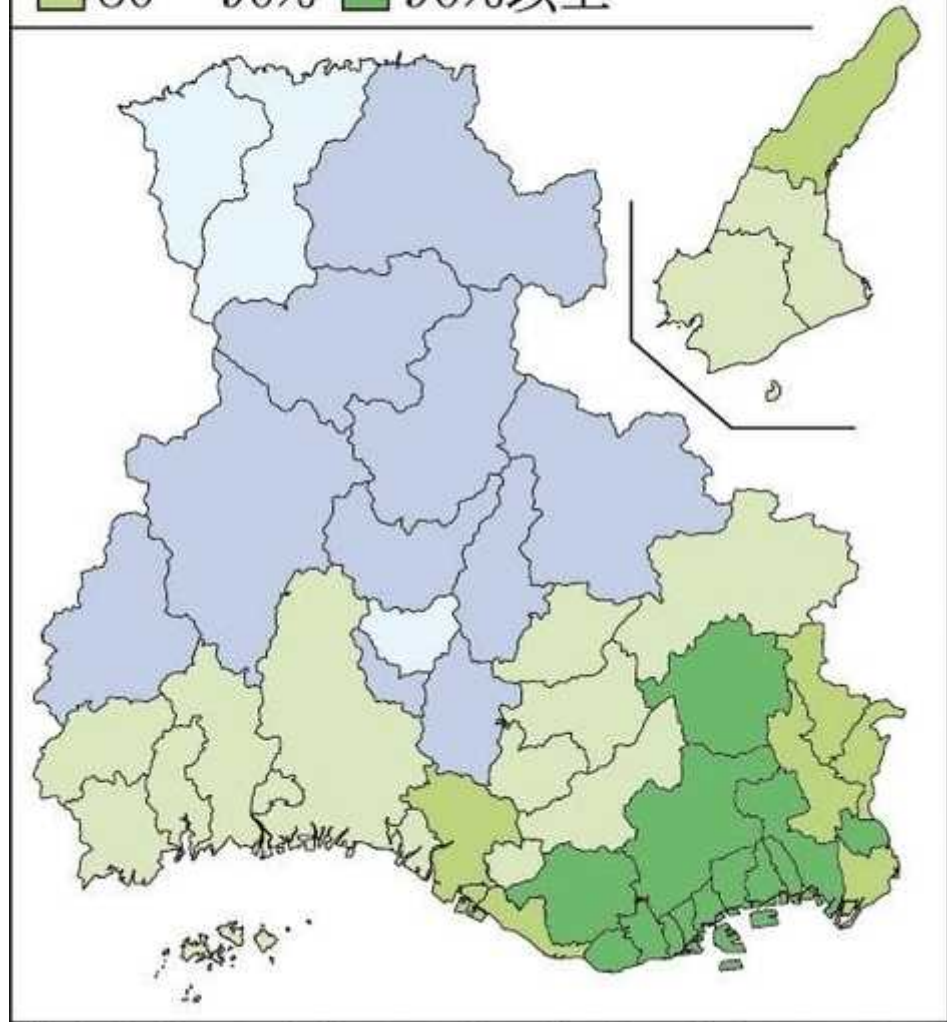
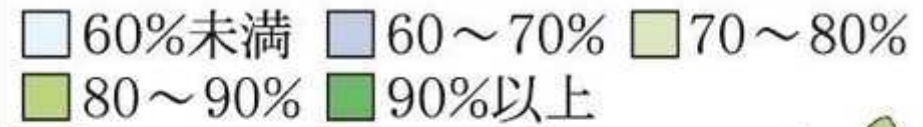
- 1 高齢化が進む地域における住宅のあり方の国としてのビジョンを提示すること。
- 2 高齢化が進む地域における住宅の耐震化の促進策を提示すること。
- 3 2の実現に向けた新たな公費の投入や、地方公共団体への財政支援の創設に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

能登半島地震で86%の死因は家屋の倒壊  
(死者129人のうち家屋倒壊111人)。



## 兵庫県内の市町別耐震化率



(注)住宅・土地統計調査に基づき兵庫県が作成

### (住宅耐震化率)

全国87% 兵庫県90%

姫路市86%

石川県輪島市45%

珠洲市51%

### (65歳以上高齢化率)

全国29% 兵庫県29%

姫路市28%

石川県輪島市46%

珠洲市52%

## 带状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症し、症状としては、蕁麻疹のような皮膚症状と疼痛がある。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症すると言われており、さらに带状疱疹による神経の損傷によっては、皮膚症状が回復した後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」に移行することもあり、その割合は带状疱疹を発症した患者の約 2 割、また、その割合も高齢化とともに増加する。

長期治療を要することもあり、日常生活や精神状態に影響を与え、長期間にわたり QOL を低下させることとなる。また、神経痛のほかにも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

兵庫県では、带状疱疹を未然に防ぐため、今年度限りで、带状疱疹ワクチン接種補助事業を展開し、県下 40 市町（全 41 市町）が実施をしている。

また、本年 6 月 20 日、厚生労働省の専門家会議において、国立感染症研究所のワクチンの分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンについて、有効性や安全性が確認された。また、費用対効果についても効果が期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承された。

よって国におかれては、早期に带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種化をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。



下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な  
対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990 年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ 35 年と仮定すると 2025 年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化や D X をはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、P P P / P F I 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指し、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーター P P P）を導入することとした。

さらに政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、P P P / P F I の導入が、政令指定都市をはじめ、人口 20 万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、P P P / P F I 手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等がある。

よって国におかれては、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーター P P P の導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 社会資本整備総合交付金等の交付要件について、一部を除きウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する政府の方針が示されているが、地方公共団体の取り組み状況に応じて、導入時期など弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。また、多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足している。

政府は「骨太方針2024」に基づき、2025年度の地方一般財源の水準を「2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としているが、増大する行政需要に十分対応するため、より積極的な財源確保が求められる。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。